

令和7年11月11日

長野県「宿泊税」の新設

長野県から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される長野県宿泊税の概要は以下のとおりです。

なお、同意に当たり、別添のとおり地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づき、通知を発出しております。

課税団体	長野県
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	長野県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	長野県が世界水準の山岳高原観光地として発展することを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき300円（制度開始後3年間は200円） ただし、市町村宿泊税を課する市町村のうち松本市、軽井沢町、阿智村及び白馬村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に係る税率は、次のとおりとする。 （1）市町村宿泊税の額が、1人1泊につき県宿泊税額の1/2以上である宿泊：1人1泊につき県宿泊税額に1/2を乗じて得た額 （2）市町村宿泊税の額が、1人1泊につき県宿泊税額の1/2未満である宿泊：1人1泊につき県宿泊税額から、市町村宿泊税額を控除して得た額 （3）当該市町村の条例の規定の適用（免税点に関する規定が適用され、かつ、免税点に関する規定以外の規定が適用されない場合に限る。）により、市町村宿泊税が課されない宿泊：1人1泊につき県宿泊税額 （4）当該市町村の条例の規定の適用により、市町村宿泊税が課されない宿泊（(3)に該当する宿泊を除く。）：1人1泊につき県宿泊税額に1/2を乗じて得た額
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約32.9億円
課税免除等	・幼稚園児、小学生から大学生までの教育活動又は研究活動としての宿泊（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が1人1泊6,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約2.6億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年3月12日 長野県議会にて条例案可決
- ・令和7年3月28日 総務大臣協議
- ・令和7年10月10日 長野県議会にて改正条例案可決、改正条例を踏まえ協議内容の変更
- ・令和7年11月11日 総務大臣同意
- ・令和8年6月1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

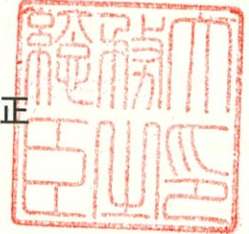
電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。

長野県知事 阿部 守一 殿

総務大臣 林 芳正



長野県法定外目的税「宿泊税」の同意にあたって

法定外税については、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化などの観点から制度が設けられているところですが、課税自主権の尊重については、国と都道府県、市町村との関係にとどまらず、都道府県と市町村の関係についても該当すると考えられます。

今回協議が行われた長野県宿泊税条例については、長野県内で宿泊税を課税する 4 市町村に係る特例が規定されていますが、その規定の一部は、今回の同意時点では、適用事例が生じない見込みであると承知しています。

しかし、宿泊税を課税する長野県内の市町村が、仮にこれらの規定が適用されるような市町村宿泊税の制度変更を検討した場合、長野県と県内市町村の関係における課税自主権の尊重や県宿泊税における受益と負担の関係などについて、疑義が生じるおそれがあります。

そのため、当該市町村が市町村宿泊税の制度変更を検討する場合には、前述した観点を踏まえ、当該市町村と協議を行っていただき、必要に応じて適切な対応をお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。